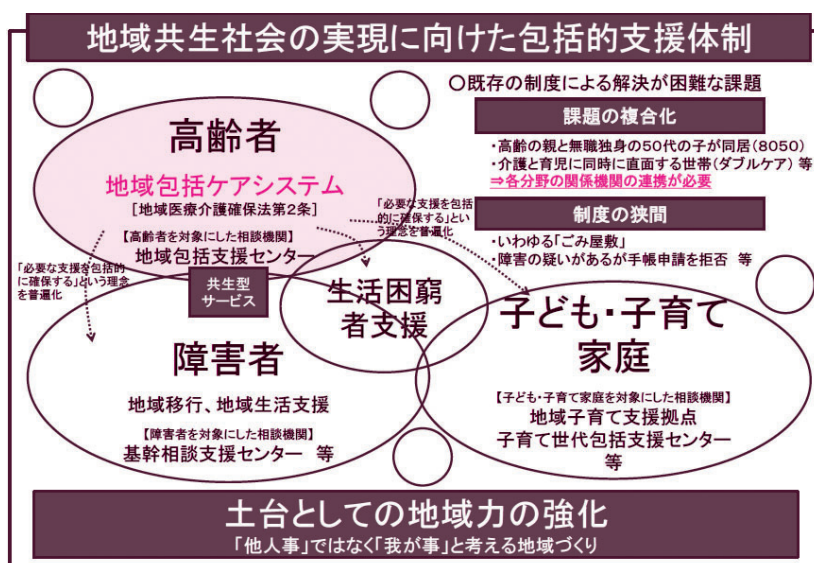


『地域共生社会』とは?

かつて地域や家庭が果たしてきた“支え合い”の機能の一部は、高齢化や人口減少の進行、また公的支援の整備などにより、その基盤が弱まってきています。

暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や、「支え手」「受け手」という関係をを超えて、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創っていく社会を目指すもので、厚生労働省を中心にその具体化に向けた改革が進められています。



(出典：厚生労働省ホームページ)

地域共生社会の好循環

子ども

高齢者などと日常的に関わり合いながら暮らし、健全な成長に効果。

高齢者

子育て支援で役割を持つことが、介護予防に効果。

障害者

活躍する場を持つことが、自立・自己実現に効果。

■地域共生社会の実現に向けた制度改正など

●介護保険および障害福祉における「共生型サービス」の創設

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、「共生型サービス」が追加されました。

これにより、障害福祉サービスの事業所が、介護保険サービスの事業所としての指定も受けやすくなり、一つの事業所を障害福祉・介護保険どちらの対象の方も利用しやすくなります。

地域のつながりを強化し、住民の主體的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す「我が事・丸ごと」の地域づくりへと方向転換が始まっています。今後、2020年代初頭の全面展開を目標に、様々な制度の見直しが行われていく予定です。

■お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 介護保険係 担当:和田 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891